

第2章 介護予防と生活支援の充実

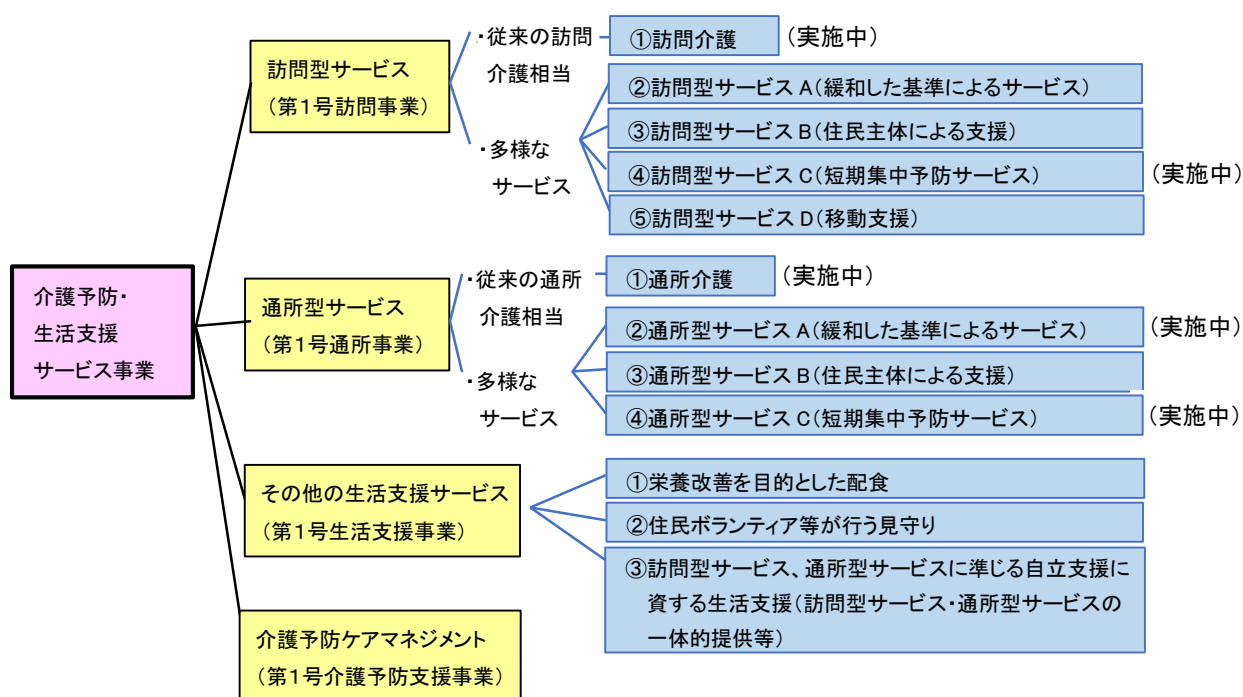
1. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者・事業対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービスに加え、緩和した基準によるサービスや住民主体の支援等も含め、多様なサービスを実施するものです。

介護予防・生活支援サービス事業を定期的に検証しながら、必要なサービスの構築を図るとともに、「従来の予防給付に相当するサービス」に加え、「地域支援事業実施要綱」に示された多様なサービスを地域の実情に応じた事業として展開できるよう、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターから抽出された高齢者の生活支援ニーズ等の反映に努めます。

介護予防・生活支援サービス事業の概要



(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域の身近な場所で住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防の活動を継続できるように支援するための事業です。

地域での介護予防推進のため、通いの場の創出を行い、活動支援のために情報提供や講師派遣等を行います。

また、一般介護予防事業卒業後の自主グループ活動は、生活の活性化、身体機能維持向上、楽しみ・人とのつながり、地域のコミュニティ活動につながるため、自主グループの育成・活動支援を行います。

一般介護予防事業の概要

介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

① 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動につなげる事業です。

本市では、各種相談業務等の場を活用しながら、把握に努めます。

② 介護予防普及啓発事業

すべての高齢者を対象として、介護予防のための基本的な知識を普及・啓発することを目的とした事業です。

本市では、身体の虚弱や閉じこもり状態とならないよう、運動器の機能を持続向上させるための運動教室「からだ楽かる筋力アップ教室」の実施や、要介護状態の原因疾患となる生活習慣病¹³の重症化予防を図るための講座「人生100年教室」を実施しています。

引き続き、これらの運動教室や介護予防教室、認知症予防講座等の普及・啓発を図るとともに、参加者の継続した自主グループ活動につながる仕組みづくりを推進します。

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するサポーター等の人材育成や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を目的とした事業です。

本市では、介護予防に資する人材育成を目的に、社会福祉協議会と連携して、フレイルサポーターや地域のボランティアの育成等に取り組んでいます。

高齢者の介護予防推進のためには、地域での自主的な活動の活性化が不可欠です。引き続き生活支援コーディネーターと連携しながら、これらの人材の確保と育成を推進します。

また、ふれあいサロン活動において、育成したフレイルサポーターやボランティア人材による活動が地域に定着、継続するよう取り組みを進めます。

④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業等の評価・分析を行う事業です。

本市では、九州大学と連携協定を結び、医療・介護・生活保護・ニーズ調査等のデータを用いた評価・分析に取り組んでいます。今後、この分析を活用しながら住民の健康支援を行い、人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防を推進します。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みの機能強化を図るために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

総合事業等で実施する介護予防活動や住民主体の場で、専門職の意見が反映され効果的な介護予防事業が実施できるよう地域活動の支援に努めます。

¹³ 「生活習慣病」：心臓病・高血圧症・糖尿病・がん・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気をいいます。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

国は、人生100年時代を見据え、高齢者の介護予防と生活習慣病予防等の疾病予防・重症化予防の保健事業を一体的に実践していくことで、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援につなげ、健康寿命を延伸することを目標としています。

高齢者は、加齢に伴う「フレイル」や「サルコペニア¹⁴」、認知症等の進行により健康の個人差が大きくなり、複数の疾病を抱える等健康の不安が大きくなってきます。

不安を取り除き、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができる期間の延伸、生活の質の維持向上のための支援が必要となってきます。

本市でも、令和3(2021)年度より医療・健診・介護の担当部局が連携し、介護予防の地域支援事業と生活習慣病予防の保健事業との一体的な実施のために、国保事業の特定健診と後期高齢者の健診の切れ目ない支援を行ってきました。引き続き、高齢者一人ひとりの医療・健診・介護のデータの情報を解析し、地域の健康課題を明確化しながら、高齢者の特性を踏まえた保健事業の企画・調整を行い、高齢者に対する個別的な支援と通いの場等への積極的な関与の取り組みを行います。

生活圏域ごとに健康課題を把握し、医療専門職である保健事業コーディネーター（保健師、管理栄養士、理学療法士等）が生活習慣病等の重症化予防や低栄養防止のための訪問相談を実施しながら、多様な課題を抱える高齢者や閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し支援等を行います。

また、通いの場等を活用し、保健事業コーディネーターが生活習慣病等重症化予防やフレイル予防として高齢者への質問票の聴き取りを行ったり、健康教育・健康相談を実施し生活機能の改善を図ります。

¹⁴ 「サルコペニア」：加齢や疾患により、筋肉量が減少することで、握力や下肢筋・体幹筋など全身の「筋力低下が起こること」を指す。または、歩くスピードが遅くなる、杖や手すりが必要になるなど、「身体機能の低下が起こること」を指す。

2. その他の生活支援サービスの充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険対象サービス及び総合事業以外の生活支援を中心とした各種高齢者福祉サービスを実施します。

(1) 配食サービス事業

在宅の虚弱な一人暮らし高齢者等で、自力では食事の準備が困難で、食の確保が難しい人に対して、弁当を配達することにより生活の基本である「食」の確保と栄養面での健康管理を図るとともに、配達時における安否確認を行うことを目的とした事業です。

今後は、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等の関係機関と連携して、把握した利用者ニーズ等を踏まえ支援の充実に努めます。

(2) 緊急通報システム事業

一人暮らし高齢者等に対して、急病などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、健康や日常生活支援等の相談に対応するために、緊急通報装置を貸与し日常生活での不安感の軽減と緊急時の対応を図っています。

今後も一人暮らし高齢者等の増加が予測されることから、利用者やその家族が、昼夜を問わず安心して生活できるよう、市民への事業内容の周知に努め、緊急通報装置システム事業の利用の拡大を図るとともに、利用者のニーズに合った事業となるよう取り組みます。

(3) 老人福祉電話の貸与事業

虚弱な一人暮らし高齢者等で生活に困窮し、現に電話を保有していない世帯に対し、電話の貸与を行う事業で、外部とのコミュニケーションや緊急時の連絡手段の確保を図ります。

(4) 高齢者生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）

体力は低下しているものの要介護（支援）や事業対象者の認定を受けていない高齢者等に対して、閉じこもり予防や介護予防の観点から、通所施設において生活指導や日常生活訓練、入浴、給食、健康チェック等を提供するもので、自立生活の助長に努め、在宅生活の支援に取り組みます。

(5) 在宅支援住宅改修事業

要介護（支援）認定を受けていない在宅の高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるよう、介護予防の観点から手すりの取り付けや段差解消をする軽微な住宅改修の費用補助をすることで、転倒予防や動作の容易性の確保等を図っています。

今後も自立した生活を送れるよう、継続して実施します。

(6) 生活支援ヘルパー派遣事業

要介護（支援）認定は受けていないが、在宅で日常生活に支援が必要な一人暮らし高齢者等にホームヘルパーを週に1回程度派遣し、支援や指導等を行う事業で、社会的孤立感の解消や自立生活の助長に取り組みます。

(7) 生活管理指導短期宿泊事業

要介護（支援）認定は受けていないが、在宅の生活習慣等に支障をきたしている一人暮らし高齢者等に対し、養護老人ホーム等において短期間の宿泊により生活習慣等の改善指導を行うとともに、体調管理を行うことで要介護（支援）状態への進行を予防することを目的とした事業で、引き続き在宅生活の支援に努めます。

(8) 介護保険以外の施設や福祉センター等

① 養護老人ホーム

環境的及び経済的理由によって、在宅での生活が困難な高齢者が入所するための施設であり、本市内には1施設（定員70名）が設置されています。

高齢者虐待等による一時保護も含め、様々な問題により介護保険の施設・居住系サービス等での支援が難しく、養護老人ホームでしか対応できないケースがあるため、今後も適切な措置が行えるよう努めます。

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

ケアハウスは、高齢者が訪問介護等の介護保険サービスを利用しながら自立した生活が確保できるよう、高齢者の居住性とケアに配慮した介護利用型の軽費老人ホームです。本市内には1施設（定員40名）が設置されています。

家庭環境や住宅事情、経済状況等により在宅での生活が困難な高齢者が安心して日常生活を送ることができる低所得者向けの施設として、近隣の市町の情報も含め軽費老人ホームの情報収集とその提供に努めます。

③ 高齢者生活福祉センター等の居住施設

高齢者生活福祉センターの居住部門は、介護保険施設のサービスを受けられない一人暮らしの高齢者等で、在宅での生活に不安がある人が一定期間利用できる施設です。

本市では、矢部地区（定員 20 名）と星野地区（定員 10 名）に設置しています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、今後も継続します。

市内の高齢者生活支援センター（居住部門）・シルバーハウジング

施設名	所在地	定員
高齢者生活福祉センター居住部門（矢部）	八女市矢部村矢部 4058 番地 1 「ゆいのもり」内	20 名
高齢者生活福祉センター居住部門（星野）	八女市星野村 10775 番地 14 総合保健福祉センター「そよかぜ」内	10 名
県営シルバーハウジング （高齢者世話付住宅）	八女市矢部村矢部 4277 番地 「ゆいのもり」内	10 名

④ 福祉センター等（生きがいづくり・地域支え合い・交流拠点）

地域の高齢者に対して、健康増進、生きがいづくり、世代間交流の場を提供する複合的施設として、総合保健福祉センター等の施設があります。

今後も施設の維持管理を行いながら、高齢者の健康増進や生きがいづくり、交流の場として活用します。

市内の福祉センター等

施設名	施設概要	所在地
多世代交流館 「共生の森」	高齢者の介護予防や生きがいづくり、高齢者を中心に多くの世代がふれあいと交流を図るなど、多目的に利用できる施設です。	八女市高塚 191 番地
八女地域福祉センター	地域住民の保健・福祉・レクリエーションの拠点施設です。	八女市上陽町北川内 123 番地 1
黒木地域交流センター 「ふじの里」	地域住民の保健・福祉・レクリエーションの拠点施設です。	八女市黒木町桑原 207 番地
立花総合保健福祉センター 「かがやき」	地域住民の保健・福祉・レクリエーションの拠点施設です。	八女市立花町谷川 1156 番地
星野総合保健福祉センター 「そよかぜ」	地域住民の保健・福祉・レクリエーションの拠点施設です。	八女市星野村 10775 番地 14

(9) その他のサービス

① 家族介護支援事業

介護や支援を必要とする高齢者を在宅で介護している家族等に対して、介護による身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業です。

本市では、認知症高齢者等の見守り体制を構築するための八女市認知症SOSネットワーク事業や、重度の介護が必要な高齢者を在宅で介護している家族への介護用品支給支援事業等を行っており、今後も在宅での家族介護の負担軽減に努めます。

② その他事業

その他、介護保険事業の運営の安定化や高齢者の地域における自立した日常生活支援のための事業です。

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人など、成年後見制度の利用を必要とする人を対象に、市長が後見等開始の審判申立を行い、資力の状況に応じて、その申立費用や後見人等への報酬を助成します。

介護支援専門員が支援していない住宅改修のみを希望する利用者に対して、介護支援専門員や作業療法士等が、住宅改修の支給に係る理由書を作成した場合に、その費用の助成を行う住宅改修支援事業を行っています。

これらの事業については、今後も継続して実施します。

3. 地域と連携した介護予防・生活支援の展開

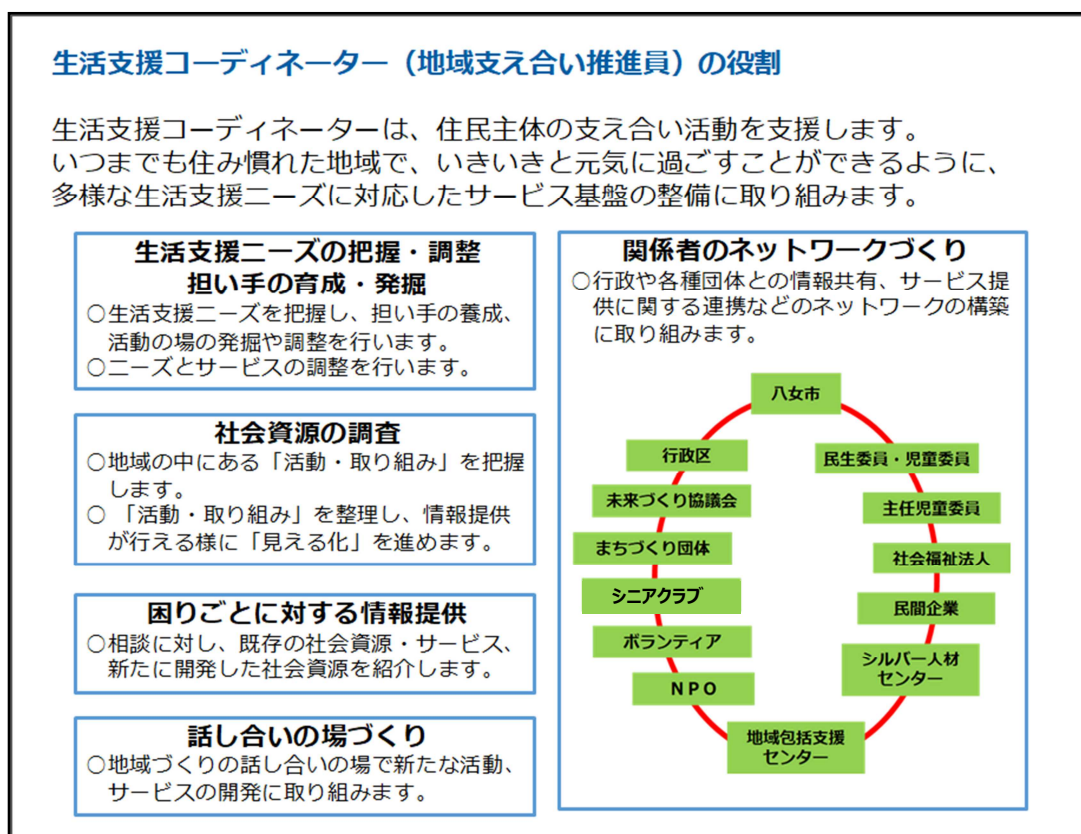
医療・介護等の公的サービスのみならず、元気な高齢者をはじめとした住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民生委員、地縁組織（行政区等）、民間企業、シルバー人材センター¹⁵等の高齢者の生活支援の担い手と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることが必要とされています。

本市では、高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化等を行う生活支援コーディネーターを配置しています。

今後も、生活支援コーディネーターによるニーズと取り組みのマッチングを行いながら地域課題を把握し、まちづくり団体等に参画し既存の組織を活用した多様な関係主体との協議体を設置するなど、機能強化を図ります。

また、協議体では、介護予防・生活支援の視点をもって情報共有を図りながら、地域生活継続のための地域課題を抽出し、解決方法や社会資源の開発を検討します。

生活支援コーディネーター等の役割（イメージ）



¹⁵ 「シルバー人材センター」：60歳以上の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就業機会の拡大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体。

4. 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護（支援）状態となることの予防、要介護（支援）状態の軽減・悪化の防止に取り組むことがより一層重要となります。

本市では、本計画の4つの基本目標のもとで実施する各種施策のうち、高齢者の自立支援・重度化防止の観点から特に目標値を定めて推進していく取り組みを以下のとおりとし、年度ごとに実施状況の把握と評価を行います。

自立支援・重度化防止に向けた取り組みと目標

取り組み内容	指 標		実績値	目標値
			令和4 (2022) 年度	令和8 (2026) 年度
地域ケア会議の推進 3階層の地域ケア会議を効果的に開催する。 【59 頁参照】	各会議 の開催 回数	地域包括ケア推進支援会議	1 回	1 回
		日常生活圏域地域ケア会議	3 回	36 回
		小地域ケア会議	51 回	50 回
生活支援体制の整備 生活支援コーディネーターを本格稼働させ、圏域ごとにニーズを把握しサービス創出に取り組む。 【71 頁参照】	第2層生活支援コーディネーター協議体会議の開催回数		4 回	6 回
住民主体の通いの場等の創出 住民主体の通いの場（介護予防自主グループ）を創出し、活動を支援する。 【73 頁参照】	住民主体の通いの場（介護予防自主グループ）の設置数		25 か所	30 か所
認知症高齢者を支える地域人材の育成 認知症サポーター ¹⁶ 養成講座を通じて認知症サポーター等の人材を育成する。 【77 頁参照】	認知症サポーター養成講座の開催数		7 回	30 回

¹⁶ 「認知症サポーター」：認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する人。